

第10回あはき師および柔整師等の広告に関する検討会1年ぶりに開催 これまでの検討会の議論を覆す議題提示に構成員戸惑い 広告ガイドラインはいつできる？

厚生労働省は2024（令和6）年5月20日に第10回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師（あはき師）および柔道整復師（柔整師）等の広告に関する検討会（座長：福島統 東京慈恵会医科大学 特命教授）が、1年3カ月ぶりにオンラインと会場を組み合わせるハイブリット形式で開催した。

「整骨院の再検討で紛糾」

厚生労働省の広告に関する検討会の事務局は、第9回までの議論で方向性が固まっていた柔整師の施術所名「整骨院」を禁止することを覆す議案が1番目の議題として、一般財団法人日本柔道整復師会（日整）の要望とともに提示された。これまで検討会では「整骨院」は柔整師法などの法律に記載がなく法的根拠がないこと、「整形」や「整体」と紛らわしいことなどがその理由にあげられ、「接骨院」の名称が良いと統一されていた。一方で行政は開業などの届け出については「整骨院」でも受理していた経緯があり、猶予期間を長く設けることも付帯事項として固まっていた。

今回の事務局の議題については構成員から「今までの9回にわたる議論を覆すことになる」「整骨を再度蒸し返すための法的根拠があるのか」「一度確定したものを再度議論するような大きな変化が起こったのか」などの戸惑いの声や反対意見が数多く出された。この場では終息しそうもなく座長は、「次回の検討課題」として議論途中で引き取って次の議題へと移した。

「ガイドラインに記載する内容」

次の議題は、あはき師および柔整師等の広告ガイドラインに記載する内容（案）だ。これには広告規制の趣旨、基本的な考え方、広告規制の対象範囲、広告可能な事項、禁止される広告、相談・指導等の方法、インターネット上のウェブサイトなど、無資格者の行為に関する広告など幅広い内容が提示された。構成員からは活発な意見が出されたが、提示された幅広く方向にまとまりがないものになった。その中で目を引いたのは施術所の使い方だった。あはきの場合は業態名+施術所（例：〇〇あん摩マッサージ指圧施術所、▽▽はり施術所）だが、柔整の場合は□□堂施術所でのいいのかとの構成員からの質問に、他の構成員の意見は「可能」が多く、認められそうな雲行きになっている。

ただ、広告ガイドラインに記載する内容の詰めに関してまだ時間がかかりそうだ。



第10回 あはき師および柔整師等の広告に関する検討会

傍聴した記者の目からは、議題1については、日整が無理やり厚生労働省にねじ込み、決定事項を覆す挙に出た、厚生労働省がその要望を受け入れ名称の再検討を受諾したとしか思えない。検討会の構成員に日整が入っているにもかかわらず、これまでに数多く発言の機会があったのになぜ、今回このような要望を出したのだろうか。

ひーりんぐマガジンは誌面の1号目から整骨院表記の施術所を「接骨院の〇〇整骨院」「〇〇整骨院という接骨院」などと接骨院で貫いてきた。だからといって接骨院という表記でその店舗に不利益があったとは思えないし、患者にとっても不利益があったとは思えない。

なぜ今ここで再検討が必要なのか疑問だ。議題の2については、あまり議論する幅と多すぎるため時間がかかりそうだ。事務局側もガイドラインの完成については時期を明示できなかった。検討会の8回以降は1年以上も開いている。10回以降の開催サイクルは、少なくとも3カ月に1回の開催は必要だと考える。